

考えてみませんか 遺言のこと

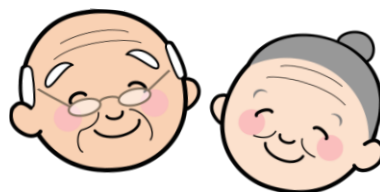
遺言の日記念行事のお知らせ

遺言の日とは...

「良い遺言（よいいごん）」の語呂合わせで4月15日を「遺言の日」とし、遺言や相続について考えて頂くために、全国の弁護士会で法律相談や講演会を行っています。

福島県弁護士会では、下記の通り、記念行事として弁護士による無料の電話相談会を開催致します。

遺言の書き方や相続問題などなどについて、聞きたい！知りたい！という方はぜひご相談ください。



《無料電話相談会》

日時：令和7年4月15日（火） 10：00～12：00
13：00～15：00

相談方法：電話による相談

相談料は無料ですが、
通話料はご負担ください。

電話番号：024-533-1302

※この電話番号は当日限りです。

《問合せ先》 福島県弁護士会 ☎ 024-534-2334